

宮城県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県民等に対して地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及啓発を図り、地域における地球温暖化防止活動を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく宮城県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の活動)

第2 推進員は、法第37条第2項の規定に基づく活動のほか、法第38条の規定に基づき設置された宮城県地球温暖化防止活動推進センターの事業等に対して必要な協力を行う。

(委嘱)

第3 知事は、次の各号のすべてに該当する者のうちから推進員を委嘱するものとする。

(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者

(2) 宮城県内に居住する満18歳以上（高校生を除く。）の者

2 知事は、推進員を委嘱したときは、身分証明書（別記様式第1号）を交付するものとする。

3 推進員は、第2に定める活動を行うときは、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(台帳への登録)

第4 知事は、推進員を委嘱したときは、地球温暖化防止活動推進員台帳（別記様式第2号）に登録し、整備するものとする。

(任期)

第5 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(報告)

第6 推進員は、委嘱期間中、住所、氏名等、台帳の記載事項に変更が生じたときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 推進員は、第2に定める活動に係る各年度の実績について、別記様式第3号により、毎年2月末日までに知事に報告するものとする。

3 知事は、必要に応じ、前項の実績報告のほか活動状況等に関する報告を推進員に求めることができる。

(解嘱)

第7 知事は、推進員が死亡した場合又は本人から辞任の申出があった場合には、これを解嘱しなければならない。

2 知事は、推進員が第2に定める活動を行う見込みがないと認めたときは、これを解嘱することができる。

3 推進員は、前2項の規定によりその身分を失ったときは、直ちに身分証明書を知事に返付しなければならない。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進員制度の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

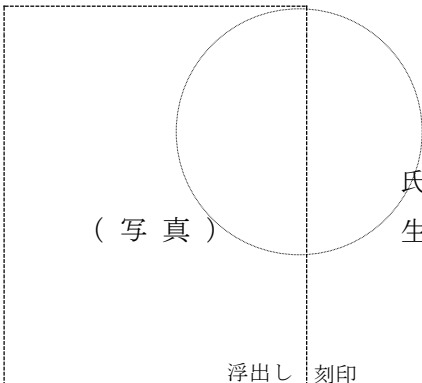

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

表面

		身 分 証 明 書		No.		
(写真)	氏 名	生年月日		年	月	日
	任 期	年	月	日	から	日まで
上記の者は、宮城県地球温暖化防止活動推進員であることを証明します。						
年	月	日	宮 城 県 知 事		氏 名	

裏面

<p>宮城県地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策に関する知識を広め、地域での温暖化防止活動を支援するための活動を行います。</p>
<p>〈注 意〉</p> <ol style="list-style-type: none">この身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。この身分証明書の記載事項を書き直すことはできない。推進員の身分を失ったときは、この身分証明書を直ちに発行者に返付しなければならない。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、縦 5.5cm 横 8.6cm とする。
- 2 写真の大きさは、縦 3.0cm 横 2.5cm とする。

様式第 2 号

(表面)

宮城県地球温暖化防止活動推進員台帳

No. _____

委嘱年月日	
氏 名	
生年月日	
住 所	
電話番号	
その他連絡先 (Fax, e-mail)	
職 業	
主な活動地域	
活動可能な日・時間	
備 考	

様式第2号

(裏面)

記載事項変更等記入欄

年 月 日	変 更 事 項 等